当日配布 資料6差替え

令和元年度実施第七次千葉県障害者計画策定に係るヒアリング調査票

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課(共生社会推進室)行き(送付票不要です。)

(E - m a i I cplan6th@mz.pref.chiba.lg.jp)

(FAX

043-221-3977

提	出	日		令和2年1月31日
協	議	会	名	柏市自立支援協議会
共同で協議会を設置				
している場合、共同し			共同し	
ている市町村名				
担当者等				所属名:柏市保健福祉部障害福祉課
				担当者名:松本
				電話番号:04-7167-1136
				E - m a i I : info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

1 現在の障害者施策について課題と思われること等。

【① 重度障害者等の生活を支える事業所と人材の確保について】

・入所施設等から地域生活への移行の推進について、重度重複障害児者(肢体不自由 者)、医療的ケア児者が利用できる生活介護事業所や日中一時支援事業所、グルー プホーム及び短期入所事業所が不足している。既存の事業所においても、働く職員 数が不足していることが支障となっており、施設の増設や人材の確保が課題であ る。

【② 療育支援体制の充実について】

- ・障害のある子どもの療育支援体制の充実について、重度重複障害児(肢体不自由 児)、医療的ケア児の放課後等デイサービス及び短期入所事業所が不足している。 既存の事業所においても、働く職員数が不足していることが支障となっており、施 設の増設や人材の確保が課題である。
- ・放課後等デイサービスの区分認定が自治体によりバラツキが大きい。障害児の指標 該当児の判定は、国が示すように、障害手帳の等級を基本とし、かつ保護者に加え、 相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、 障害児の状態の適切な把握に努めることが必要であるが、自治体によってその運用 に乖離が大きい。千葉県においても適確な認定マニュアルを作成しその徹底を図る ことが必要である。

【③ 相談支援体制の充実について】

・障害のある方に対する相談支援体制の充実について、重度重複障害児者(肢体不自 由児)、医療的ケア児者のケースに対応できる専門性を備えた相談支援事業所や相 談支援専門員が不足していることが支障となっており、相談支援事業所の増設や専 門性を備えた人材の確保が課題である。

(次ページあり)

【④ 就労支援の充実について】

- ・障害者就業・生活支援センターの運営強化の中で、純粋なマンパワー不足から年々 増加する相談者に対して求められる一定水準の質の維持、あるいは向上が課題となっている。
- ・就労移行支援事業所の充実に伴い、利用者が減ってきている障害者高等技術専門校 の今後の在り方について見直しが必要である。

2 第七次千葉県障害者計画に期待すること。

【人材の確保について】

- ・人材確保と定着については重労働かつ低賃金の労働環境であるため、スキルの高い人材(特に重度重複障害児者・医療的ケア児者を介護できる人材)を確保するために、処遇改善加算の見直し、各種研修や資格(喀痰吸引や胃ろう注入など)取得等への助成に取り組む必要があります。そこが解決しないと様々な福祉サービス(生活介護・短期入所・放課後デイサービス・居宅支援等)が充実することはない。
- ・障害者就業・生活支援センターの運営強化の中で、マンパワー不足を解消し、支援 の質の向上を目的に人員配置を増やすなどの取り組みが必要である。

